

第2章 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実  
～元気の輪が広がる都市づくり～

## 第1節 保健・医療

## 1、保健・予防の充実

## 【現状と課題】

全国的な少子・高齢化の傾向は、本市も同様であり、壮年期・高齢期を中心に生活習慣の変化が要因である、がん、心臓病、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加傾向にある。市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを基本理念とし、市民の生活の質を向上させ、市民一人ひとりが毎日の生活の中で健康を考えることができる事業展開及び基盤整備が求められている。

本市においては、平成20年度から実施された特定健康診査やがん検診の受診率が低いこと、特に40代～50代の受診率が低いことにより予防の観点から成・壮年期への事業展開は必ずしも十分とは言えず、今後はさらに『予防』の視点を強化した各種保健事業の推進が必要である。

また、健康診査については、今後も積極的

な広報活動及び受診に向けた取り組みを強化しなければならない。

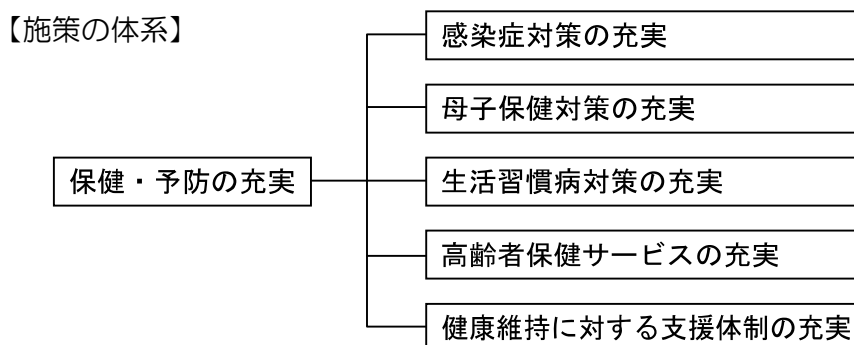
平成12年度に介護保険制度が導入され、保健事業と介護保険給付との内容の重複サービスについて見直しを行い、平成14年度から介護予防の観点から支援が必要な高齢者及び介護に携わる家族に対し、介護予防を目的とした健康教育、訪問指導を重点的に取り組んできたが、まだまだ実態把握は十分とはいえず、各関係機関との連携あるいは、共同実施という視点も取り入れ、事業の展開を図る必要がある。

各種事業及びその内容や適正活用について市民への周知を図り、生涯を通じて継続的に支援していくための管理システムを構築し、市民一人ひとりのライフステージと個人の状態に合わせた保健事業を図る必要がある。

## 【施策の基本方向】

健康管理システムの導入により、データを一元化し、個人及び世帯単位で生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備する。母子に対しては、育児支援をキーワードとし、成・壮年に対しては疾病予防を、高齢者に対しては

介護予防をキーワードとした事業を推進し、介護保険制度と有機的な連携を保ちながら、新たな事業のあり方について検討する必要がある。



表：死因別死亡数

(単位：人)

年次	総数	脳血管疾患	悪性新生物(がん)	心疾患	老衰	不慮の事故	肺炎及び気管支炎	結核	その他
平成14年	419	59	150	58	8	14	35	2	93
平成15年	450	50	156	62	9	25	32	0	116
平成16年	480	47	176	56	9	20	46	2	124
平成17年	486	52	160	67	7	22	52	1	125
平成18年	499	50	192	50	6	13	51	1	136
平成19年	489	47	160	63	13	11	62	0	133

資料：保健統計年報

## 【計画】

### 1. 感染症対策の充実

各種感染症の予防のため、正しい知識の普及に努め、関係機関との連携により感染症予防対策を積極的に推進し、新たな感染症に対しては情報収集を進め迅速かつ的確な対策に努める。

予防接種については、予防接種健康管理システムを活用し、予防接種の推進を図るとともに、家庭訪問・乳幼児健診等のあらゆる機会を捉えて感染症予防に関する知識や情報の提供に努める。

### 2. 母子保健対策の充実

本市の「中間市次世代育成支援行動計画」及び「母子保健計画」に基づく事業推進を基本に、生涯を通じた健康づくりの基礎となる乳幼児の健康を守るため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を充実し、子どもと保護者に対して適切な相談・療育指導ができるように努める。母性及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、さまざまな機会を捉え妊娠・出産・育児の各段階における一貫した母子保健教育の充実に

努める。虐待につながる育児不安や孤立を早期に発見し、早期に支援できる体制づくり（関係機関・関係各課との連携）に努める。

### 3. 生活習慣病対策の充実

生活習慣病の一次予防及び二次予防のため、特定健康診査、各種がん検診の受診者増を図る。

生活習慣病は、発症する前の若いころからの生活習慣がその発症に大きな影響を与えていることから、予防を推進するために、成・壮年期の受診者増と、その後の指導の充実を図る。

健康診査の結果、必要に応じて医師、保健師、栄養士による保健指導を行い、食生活や生活習慣の改善に努める。また、地区公民館活動や自主活動などを行う住民からの依頼により健康教育や健康相談を行い、住民自身が生活習慣病を予防・コントロールできるよう支援する。

### 4. 高齢者保健サービスの充実

平均寿命の延伸により、高齢社会から超高齢社会に変化するなか、高齢者の自立支援という観点から、生活習慣病と介護予防を一体的に推進する必要があるため、介護保険課等関係機関との事業連携を図り、身体的、精神的、社会的に高齢者が持っている能力を活かし、また高めることを通じて活動的に暮らせるよう支援するための事業を推進する。

### 5. 健康維持に対する支援体制の充実

健康問題を抱える地域住民に対し、関係機関と連携し、適切な医療と福祉サービスへつなげ、地域で安心して生活できるよう支援体制の充実に努める。

## 2. 医療の充実

### 【現状と課題】

中間市立病院は昭和40年に開設以来、地域の中核病院として市民の生命と健康を守り、地域医療に貢献してきた。現在は、地域の医療機関との連携を柱に、高度・専門病院の後方病院として、地域の開業医では対応できない外科的手術や入院などの支援病院としての役割を果たしている。

平成16年度地域医療連携室を設置し他院との連携強化を図り、平成18年度には患者紹介率（救急搬送患者含む）18%であったが、平成21年度では32%まで上昇した。又、平成20年5月には救急告示病院の指定を受

け、地域の医療ニーズに応じた医療の提供に努めている。

平成22年9月からは、国民健康保険施設（国保直診）としての指定も受け、地域での保健・医療・福祉との連携を図り市民の健康の保持増進のため、総合的相談の実施や保健指導或いは、健康教育の開催などにも努め、さらに訪問診療や、訪問看護による在宅サービスの実施などでも連携強化を図っている。

しかしながら、その一方で新臨床研修医制度を契機に医師の大学への引き揚げが始まり、医師不足や病院勤務医の疲弊等の問題が顕在

化し当院においても、入院や外来診療の縮小を余儀なくされ経営悪化の要因となっており、常勤医師の確保が緊急な課題となっている。この経営面の改善に関して、平成20年度に策定した「中間市立病院改革プラン」に基づき平成21年度からの3年間において経営の効率化を行い、最終年度である平成23年度における黒字化に向けた様々な取り組みを実施している。また、改革プランの中において、各年度の実績を踏まえ、計画の点検・評価・公表を行うことが明記されていることから、

平成22年11月に「中間市立病院評価委員会」が開催され、平成21年度決算を踏まえ各事業の点検・評価が行われた。

平成22年度以降についても各事業年度において、引き続き点検・評価が行われる。

また、施設については、築後30年が経過した建物の老朽化や耐震化対策も大きな課題のひとつである。

今後は、地域の拠点病院としてさらに安全で安心な質の高い医療の提供と療養環境の向上に努める。

表：医療及び医療関係施設数

(各年 12月31日現在)

年次	総数	医療機関				その他の医療機関				
		総数	病院	一般診療所	歯科診療所	総数	あんま・鍼灸院	助産所	薬局	店舗販売業
平成17年	125	65	3	34	28	60	27	2	23	8
平成18年	120	62	3	32	27	58	22	2	22	12
平成19年	119	62	3	32	27	57	22	2	22	11
平成20年	120	61	3	32	26	59	25	2	21	11
平成21年	120	62	3	33	26	58	23	2	22	11
平成22年	120	63	2	33	28	57	24	2	22	9

資料：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

### 【施策の基本方向】

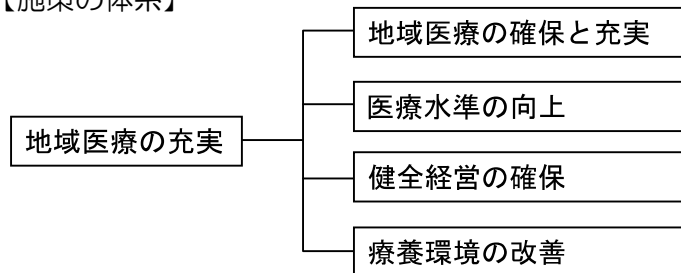
地域の拠点病院として、高度機能病院と一般開業医との連携の強化を図るとともに、保健、福祉、医療の連携を強化し在宅サービス、総合相談窓口及び健康教室を実施することで、生活習慣病予防など、地域住民の健康づくりの支援を行う。また、今後高齢化が加速する

なかで地域医療の充実を図るため療養型病床など視野に入れた検討を行う。

病院経営については、最優先課題である医師の確保を図り、安定した経営を目指すとともに、安全で安心できる効率的な医療を提供し、地域住民に信頼される病院づくりに努める。



## 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 地域医療の確保と充実

高度機能病院群の後方支援病院として位置付け、病院間の連携の強化を図り、一般開業医と高度機能病院との中間的役割の強化を図る。また、専門医による医療の質の確保や保健、福祉、医療の連携強化による、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションの在宅支援サービスの充実を図ると共に、医師等による健康教室などを取り入れた予防と診療の一体化を図る。さらに、本市では高齢化率が高いことから、療養型病床の導入についての検討も行う必要がある。

## 2. 医療水準の向上

各医師の専門性を発揮できる診療体制の構築と、地域住民の健康保持のために必要な医療スタッフや医療機器の充実を図り、質の高い医療の提供に努める。また、今後も、医師をはじめ、全職員によるグループ研修及びその発表により能力の向上を図る。

## 3. 健全経営の確保

病院経営については、最優先課題である医師・看護師の確保を図り、安定した経営を目指す。また、地域医療連携による高度機能病院及び一般開業医からの紹介率の向上により、より多くの患者の受け入れを行う。さらに、平成20年度に策定された経営改善計画である「中間市立病院改革プラン」を推進し合理的かつ効率的な病院経営を行い経営の黒字化を目指す。

## 4. 療養環境の改善

必要な医療機器を整備すると共に院内での安全管理体制を確立し、安全で安心な医療の提供に努める。さらに、より良い療養環境を提供するため、研修会開催等で接遇意識の強化・向上をはかる。

## 第2節 福祉

### 1、児童福祉

#### 【現状と課題】

現在、我が国は最も少子化の進んだ国の一つとなり、本市においても同様の傾向が見られる。少子化の進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下などの要因となり、深刻な問題となっている。

また、児童の健全育成、次代の親の育成という見地をとらえても、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加などに見られるように、社会情勢は複雑化し、失業、離婚、家庭の孤立、犯罪の低年齢化、児童虐待など、社会構造の悪化に歯止めをかけるべき次世代を担う子ども

もがきわめて不安定な状況に置かれていると言わざるを得ない。

こういう現状のなかで、これらを社会全体の問題として受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換を目的として、平成17年3月「中間市次世代育成支援行動計画」を策定した。この計画を柱として理想の「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指し、子育てに喜びを感じられる環境づくりをすることが急務である。

#### 【施策の基本方向】

生活様式の急速な変化や価値観の多様化などに伴い、子どもや子育て家庭を取りまく環境は大きく変化している。特に少子化の進展は、高齢者を支える生産年齢世代の負担が増加するなど、今後の経済的・社会的な影響が懸念されている。

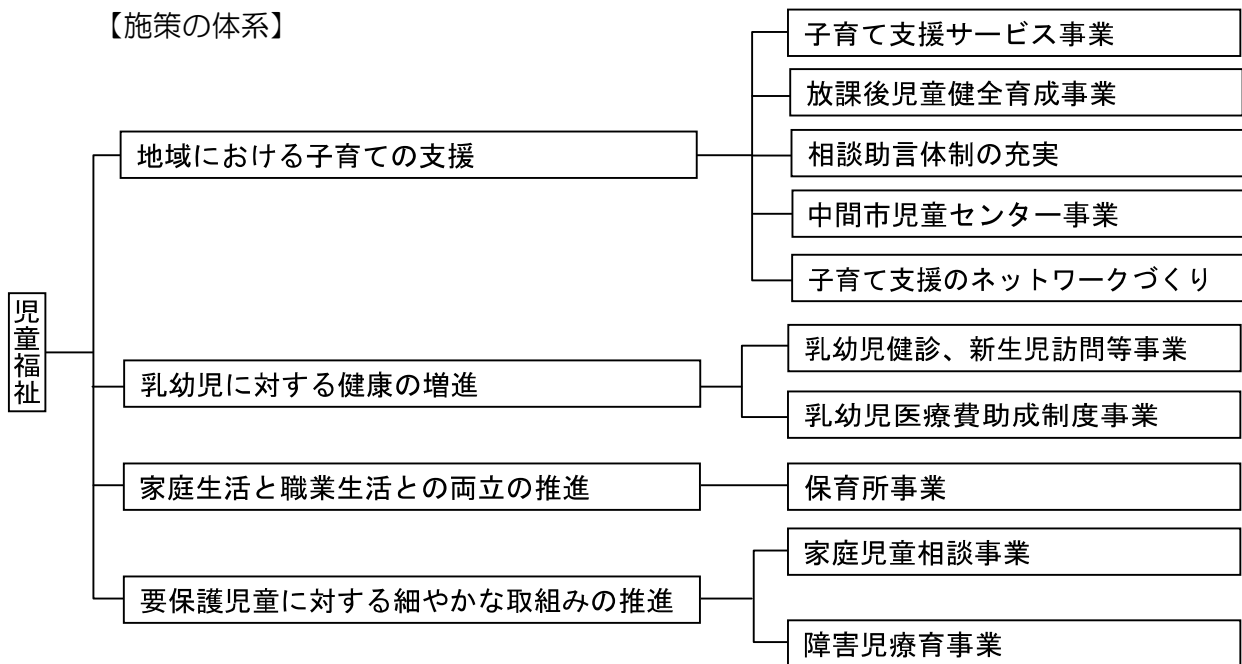
また、子育てについても、職業生活と家庭生活の両立を可能とする保育ニーズの高まりや、子育て家庭の孤立化など、対応すべき課題が山積みしている。この状況のなかで中間市次世代育成支援行動計画では、「地域の和に

よる 子育て・子育てを支えるまち なかま」という基本目標をあげ、行政が最大限の努力をして、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関などと連携しながら、その具体化に努めていく基本方針を示している。

児童福祉施策はこれらを踏まえ、児童の健全育成・子育て環境の整備を図り、虐待など現在悪化する環境に苦しむ少年・児童を救い、社会人として貢献できる大人をより多く育てるものとする。

#### 《用語解説》

- ◎ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。



【計画】

1. 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援サービス事業

地域住民が安心して子育てができるよう、すべての子育て家庭の支援ができるよう保育所などの関係機関と連携し「一時保育預かり」の充実を図る。

また、一時保育事業所での育児相談を充実し、地域住民がみんなで協力し合って子育てする意識を高める。

※一時保育預かり事業〔次世代育成支援対策交付金事業〕

保護者が病気、事故、冠婚葬祭、出産、夜勤などのやむを得ない理由により家庭で子どもをみることができない場合において、保育園児にかかわらず緊急・一時的に保育所で預かるサービス。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実

共働き世帯や、母子家庭、父子家庭などの小学校一年生～三年生の児童を対象に、放課後の一定時間を預かる「放課後児童健全育成事業」を推進する。現在、学童保育所は、市内の小学校6校に対して7箇所あり、各校区に設置されている。平成22年9月には、中間市底井野小学校の余暇教室内に学童保育所を開設（従来の砂山保育園学童保育クラブの廃止）しており、平成23年度には、中間小学校の余暇教室を活用した学童保育所を開設する（中間保育園学童保育クラブの廃止）予定である。入所する基準については、保育所の基準と同じである。

今後の課題としては、障害児の受け入れ、開所時間の延長、対象児童年齢の引き上げなどがある。さらに、教育委員会や保育所と連携を深め、地域に開かれた事業

の実施を図る

(3) 相談助言体制の充実

乳幼児と親が自由に集い、気軽に相談でき、情報交換する施設として、地域密着型の「子育て支援センター事業」を推進する。また、この事業の核となる施設として「中間市地域子育て支援センター」を設置している。

※子育て支援センター事業

子育て支援センター事業は、現在、人権のまちづくりセンターで実施しており、子育て中の親が気軽に相談でき、情報交換する施設として機能している。

今後は、育児に悩む親が増加傾向にあることから、さらに拡充する必要がある。

(4) 中間市児童センター事業

中間市児童センターでは、主として幼稚園・保育園に就園していない乳幼児とその保護者の居場所及び交流の場の提供と、相談事業を毎月2回（第2、第4水曜日）に行っている。今後は、親子の遊び場を提供する開催日の拡大を図るとともに、小学校低学年児童が集まりやすいように整備を図る。

(5) 子育て支援のネットワークづくり

現在、児童虐待等に関する関係・関連機関の連携によって構築している児童虐待防止目的の「はばたけ子ども・ネットワーク」が機能し、成果をあげている。この組織を活用して、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、PTA、民生・児童委員会などの関連機関に働きかけ、子育て支援のネットワークの構築を図る。

2. 乳幼児に対する健康の増進

(1) 乳幼児健診、新生児訪問等事業

- ・母親学級や両親学級などを通じて妊産婦の健康支援を図る。
- ・個々に応じたよりの確な支援が行われるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等を強化し、疾病の早期発見・予防に努め、保健指導の充実を図る。
- ・乳幼児期における、要観察児や発達障害といわれる児童等の、一貫したケアや見守り体制を強化するため、保健センター、家庭児童相談室、親子ひろばリンク（療育支援事業）と保育所、幼稚園、小・中学校との連携の強化を図る。

(2) 乳幼児医療費助成制度事業

乳幼児を養育する世帯にとって全般的な医療費の高騰は、家計を圧迫する状態になっている。市では平成22年4月から県制度と同様に一部負担金のうちの一部の定額負担を求める制度改定を行なった上で、対象を県制度を越える「小学3年生」までとし、さらに負担の軽減を図っている。今後、さらに対象年齢引き上げ等の検討を行なう。

3. 家庭生活と職業生活との両立の推進 保育所事業

本市では近年、乳幼児の数は減少傾向にあるが、家庭生活と職業生活の両立を可能とする保育所の入所希望はむしろ高まっている。そのため柔軟な定員設定や多様な保育サービスを推進する。



## ※特別保育促進事業の拡大

## ①延長保育事業

保育所の通常開所時間（7時から18時）の前後に30分から2時間程度延長する保育サービスの充実

## ②休日保育事業

保護者の就労等の理由により、日曜・祝日の日中に家庭で子どもをみることができない児童を対象に行うサービスの充実

## ③病児・病後児保育事業（病後児対応型）

病気の回復期にあり、安静の確保に配慮する必要がある保育所へ通所中の児童や同様の状況にある児童（小学校低学年児童を含む）への保育サービスの充実

## ④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が身体、精神、環境などの理由により家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設において養育保護をするサービスの充実

## ⑤一時預かり事業〔次世代育成支援対策交付金事業〕

保護者が病気、事故、冠婚葬祭、出張、夜勤などやむを得ない理由により家庭で子どもをみることができない場合において、緊急・一時的に保育所で預かるサービスの充実

## 4. 要保護児童に対する細やかな取り組みの推進

## (1) 家庭児童相談事業

近年の社会状況は複雑化し、失業、離婚、少子化、家庭の孤立化など家庭環境は不安定になり、とりわけ児童の健全育成にとっての環境は益々深刻化し不登校、閉じこもり、虐待、非行など悪化の傾向にある。

本市では、児童の健全育成が子どもだけの問題ではなく家庭全体の問題であるととらえ、支援を重要視し、守秘を保持しながら、一般相談と支援業務の充実を図っている。

児童の健全育成のために、学校・保育所・民生・児童委員会・医者・警察・保健所・市役所など、37機関で「中間市児童虐待防止連絡協議会」を設置し、本市が事務局となって関係機関と効果的に連携をとり、児童とその家庭に相談・支援事業を強化する。

社会問題になっているDV（「ドメスティック・バイオレンス」・配偶者やパートナーによる暴力）被害者に対する、相談・保護・救済など、女性に関する窓口を設置し、相談や関係機関につなぐなどの事業を推進する。

## (2) 障害児療育支援 親子ひろばリンク

心やからだの発達に気がかりのある子どもの相談や、親子通園による少集団グループ教室（未就学や小学校3年生まで）の充実。臨床心理士、言語聴覚士、作業

療育士、理学療法士による個別相談や、個別指導訓練等との併用により、子ども達ひとりひとりの能力、適性等に応じた療育支援を行っている。又、年々療育を必要とする対象児童の増加や、対象となる障がい種別の多様化に対応できる体制を早期療育が出来るよう、医療、教育、各機関等の情報の共有化や連携を図り、療育支援からの一貫した総合的な支援の充実を図る。

## 2、母子（父子）・寡婦福祉

### 【現状と課題】

近年、男女の結婚観や家族観の相違を理由とした離婚、別居が増加傾向にあり、「ひとり親」家庭が増加している。とりわけ、若年母子が増加傾向にあり、概してこれら世帯の就労状況は短時間労働が大半なため、経済基盤は脆弱（ぜいじゃく）であり、児童の健全育成において経済的・精神的な不安感にさらされていることから、社会保障制度の整った常勤職職場への就業支援が重要となってくる。

また、父子家庭に対する施策は乏しい現状であったが、平成22年8月から、父子家庭へも児童扶養手当の支給が開始され、経済的負担の解消へ一歩前進した。今後は、公営住宅への優先入居、子どもの一時預かりや保育時間の見直し等、父親の生活面での負担解消が求められる。

母子家庭の母親の就労による自立を促進するため、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母親に対して講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする母子家の母親に対する生活費の助成を国の施策である「母子家庭自立支援給付金事業」に基づき、平成16年1月から行っている。

対象者を、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母親で、所得が児童扶養手当支給水準のものとし、対象講座を雇用保険制度の教育訓練給付の指定

講座で、受講講座の受講料の4割（上限20万円下限8千円）を支給額とした「自立支援教育訓練給付金」を交付したが、国の制度改正により、平成19年10月から、受講料の2割（上限100,000円、下限4,000円）へ支給額が減少している。

また対象者を、2年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、資格の修得が見込まれる母子家庭の母親で所得が児童扶養手当支給水準のものとし、その対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士で、月額103,000円・修業期間の残り1/3の期間（上限12月）を支給額とした「高等職業訓練促進給付金」の交付により支援してしたが、この給付金も、国の制度改正で、平成21年6月から、月額が、市民税非課税141,000円、市民税課税70,500円となり、併せて入学時の負担軽減として一時金が新たに設けられ、市民税非課税50,000円、市民税課税25,000円となり、支給期間も修業期間の1/2（上限18月）へと制度の拡充が図られている。

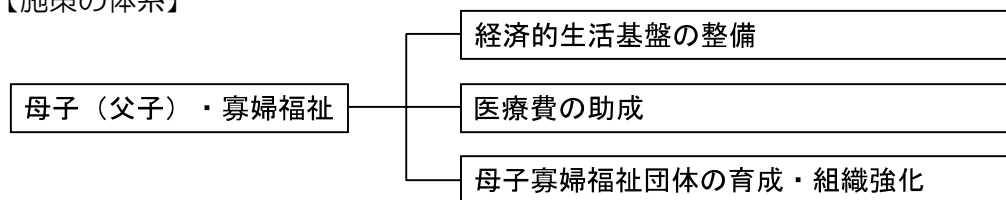
今後は、母子・寡婦家庭の生活の安定と自立の向上を目的に活動する、母子寡婦福祉会の構成員も高齢化が目立ってきていることから、「ひとり親」家庭の加入促進に努める必要がある。

## 【施策の基本方向】

ひとり親家庭が安定した生活を送るとともに、児童の健全育成を図るために、ひとり親家庭等の現状把握に努め、制度の周知徹底を

はじめ、自立、就業の支援に主眼を置いた支援策を適切に実施していく必要がある。

## 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 経済的生活基盤の整備

自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進給付金事業の両制度の啓発活動を行い、広く市民に知らしめる。

## 2. 医療費の助成

ひとり親家庭等医療費支給制度：平成20年10月からは県制度と同様に、一部負担金のうちの定額負担を求めるとともに、父子家庭にも対象を広げた。なお、県制度で実情にそぐわないとのことで廃止になった「一人暮らしの寡婦」に対する助成は市単独での給付が困難でもあり、県同様平成22年9月末を以て廃止した。

## 3. 母子寡婦福祉団体の育成・組織強化

法人格の取得を視野に入れ、母子及び寡婦福祉法第25条及び第34条（公共的施設における新聞、雑誌、たばこ、事務用品などの物品の販売や、理容・美容所などの開設）に規定される事業展開を図り、組織の基盤強化を進めるとともに、今後の活動の中心となれる若年母子の加入促進を図る。

## 3、障害者福祉

## 【現状と課題】

本市の身体障害者手帳登録者は、平成22年3月現在2,434人で、そのうち一級・二級の重度障害者は1,026人を占め、全体の42.2%となっている。また、療育手帳の交付者は297人、精神障害者保健福祉

手帳の交付者は234人である。

本市では、一人ひとりが支えあう「福祉のまちづくり」を目指し、高齢者、障害者が家庭や社会の一員として尊重され、原動力となり、

生きがいに満ちた生活が送れることを願い、日々「家庭づくり」、「地域づくり」、「環境整備」、「健康の保持と生涯学習」、「地域への積極参加」に取り組んでいる。

平成18年度施行の「障害者自立支援法」により、従来、身体・知的・精神の障害種別毎に複雑な施設・事業体系であったものを再編、支援の必要度を測る客観的な尺度である「障害程度区分」の導入等によって、一元的なサービスを受けることができることとされた。また就労支援の充実のための事業強化が図られ、障害者の自立支援の強化が図られることとなった。

同法においてサービスの給付決定や相談支援事業をはじめとする地域生活支援事業の実

施等、市町村の果たす役割は非常に大きい。

障害者が社会に阻害されることなく、積極的な社会参加を進めるためには、市民・企業・団体など、すべての社会構成員が障害者を取り巻く諸問題を十分に理解し、受け入れる地域環境づくりに向けて、全員参加による社会連帯意識の高揚を図ることが必要である。

なお、「障害者自立支援法」は主として利用者負担の面で、必ずしも利用者の意に沿うものとはなっていなかったことなどから、平成21年に廃止が決定され、平成25年中には新法の施行がなされることとなっている。

今後も変化していく障害者を取りまく状況に対応しつつ、障害者の立場に立った施策の実施が必要である。

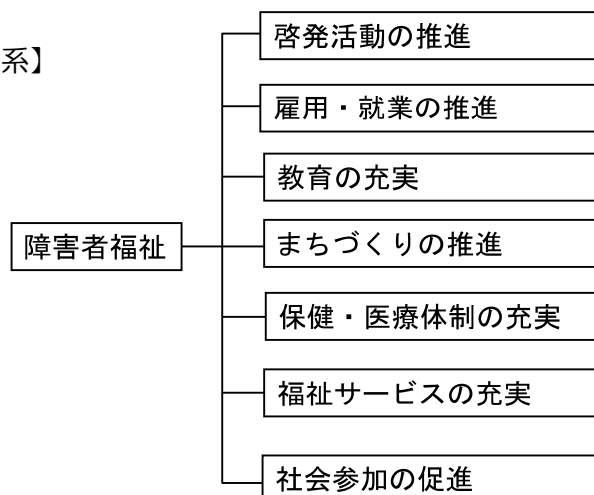
### 【施策の基本方向】

住みよい平等な社会づくりを進めるためには、すべての人々が障害や障害者のことを十分理解する必要があることから、「広報なかま」をはじめとした各種の媒体により啓発活動を積極的に推進する。

また、障害のある人もない人も、ともに支えあって活動する社会を目指す施策は、高齢化対策と共通する分野が多く、障害者・高齢

者双方のニーズに対応していくためには、その施策の効率的な推進体制の一体化を図る。また、平成18年度から施行された「障害者自立支援法」に基づき、障害者が主体性・自立性を確保し、社会へ積極的に参加でき、その能力が十分発揮できるような地域社会の実現に取り組んでいく。

### 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 啓発活動の推進

「広報なかま」、「社協だより」、「中間市ホームページ」など、市の広報媒体をと  
おして障害者団体やボランティア団体の活動を紹介し、市民の理解促進に努める。  
さらに、市職員に対しても、障害者問題に関する理解の促進に努める。

## 2. 雇用・就業の推進

障害者の雇用の促進については、障害者地域活動支援センター「パルハウスぼち  
ぼち」による、障害者雇用支援事業のひとつとして、センター利用登録者に市役所  
における印刷・製本業務や公共施設の清掃等に従事してもらい、一般の雇用につな  
げてくよう指導している。

さらに各事業所の障害者に対する雇用を確保するため、公共職業安定所をはじめ  
とした関係機関との連携を強化し、市内の事業主への障害者雇用の啓発を進めると  
ともに、協力を求めている。

また、障害者の自立や訓練を推進するため、自立支援法に基づく就労支援のため  
の訓練等サービスの適切な提供を行う。

## 3. 教育の充実

障害児の早期療育を推進するため、保育所や保健センター、親子広場リンクなど  
の関係施設との連携を図るとともに、早期療育から学校教育、学校教育から就労へ  
と円滑な移行ができるよう、相談体制やネットワークの構築を図る。

## 4. まちづくりの推進

障害のある人もない人も、ともに地域社会で快適に生活できるように「中間市高  
齢者・障害者にやさしいまちづくり整備指針」に基づき、ユニバーサルデザインを  
基調とした公共施設の整備を今後行うとともに、市民の理解と支援を求めため、  
ボランティアの育成や中核となるボランティアセンターの活動の支援を行う等、関  
係機関と連携をはかり、情報交換や協働に努める。

## 5. 保健・医療体制の充実

発育・発達時にある乳幼児の障害に対しては、早期発見や早期の療育体制を整え  
る必要があり、平成17年3月に策定した「中間市次世代育成支援行動計画」に基  
づき、保健・医療・福祉の連携の充実を図る。

## 6. 福祉サービスの充実

長い間実施されてきた「措置制度」から、障害者自身の自己決定が尊重され、利  
用者と施設・事業者が直接かつ、対等の関係として、利用者本位のサービスの提供  
を目指した「支援費制度」を経て、平成18年度から施行された「障害者自立支援  
法」により、障害者がさらなる主体性・自立性を確保し、社会へ積極的に参加でき、  
その能力が十分発揮できると期待されたが、主として利用者負担の面で、必ずしも  
利用者の意に沿うものとはなっていなかった。そのため、政権交代により、同法を  
廃し、新しい法律を施行することが決定されたところであるが、障害者の主体性を  
重んじ、利用者本位のサービス提供を維持し、今後も、利用者の希望に沿う、適切

な福祉サービスの提供を目指す。

#### 7. 社会参加の促進

障害者の自主的な社会参加を促進するため、平成15年6月に開設した中間市障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」が中核となり、障害者、健常者ともに参加しやすい行事の企画・運営を推進する。また、平成21年度から同支援センターが社会福祉協議会へ委託されたことから、社会福祉協議会とはより一層の連携をとりながら障害者社会参加促進事業の充実を図る。

### 4. 障害者地域活動支援センター事業

#### 【現状と課題】

平成7年の精神保健福祉法の改正により、法の中に「正しい知識の普及」「相談指導の実施」「社会復帰施設やグループホームの整備」など、市町村の役割が明示され、平成14年度から通院医療費公費負担制度や精神保健福祉手帳などの業務が市町村窓口となった。

このことから、「中間市精神障害者地域生活支援センター（パルハウスぼちぼち）」が平成15年6月に発足、障害者自立支援法の施行とともに身体障害者・知的障害者をも対象とした「障害者地域活動支援センター（パルハウスぼちぼち）」として障害種別に関わらず、

広く障害のある人の相談や活動の場所として事業実施することとなった。前身为精神障害者を対象とした施設であったことから、身体、知的障害者の利用は精神障害者の利用に比べ少なく、広報等を通じて周知をはかることが必要である。

平成21年度からは、社会福祉協議会へ委託されたことで費用的な部分では負担が軽減されたが、市の直営ではなくなったことで、より一層緊密な連携をとることを意識していくことが求められることとなった。

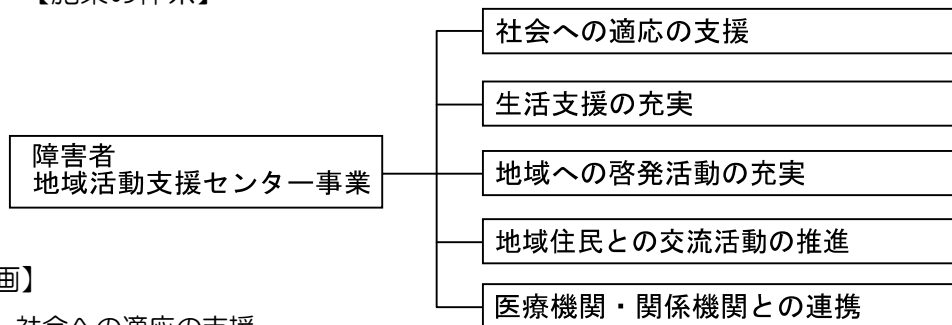
#### 【施策の基本方向】

行政が中心となって精神障害者に対する社会復帰の支援、生活相談の支援、情報提供などを行い、さらに地域住民との交流や啓発を行う必要がある。

また、当事者に対する認識及び理解を深め

ていくためには、住民の潜在意識の把握をし、その内容を解明するとともに、家族会の育成及び連携を図り、医療機関、関係機関との協力を得て、精神障害者が自立し、社会参加するための支援事業を展開する。

## 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 社会への適応の支援

障害者の相談に応じ、適切な障害福祉サービスの紹介や必要な指導及び助言を行う。また、閉じこもりがちな精神障害者に対しては、保健師とともに家庭訪問を行い、必要な指導及び助言を行う。

## 2. 生活支援の充実

日常生活を営むのに支障がある障害者に、グループホームやホームヘルプサービスなどの社会資源に関する情報提供や、申請受付、生活上の相談支援、訪問などを実施し、地域で生活するために必要な便宜を供与することで自立の促進を図る。

## 3. 地域への啓発活動の充実

障害者に対する認識や理解のために広報やチラシ・パンフレットの配布等啓発活動を行う。なお、精神障害者に対する認識が身体障害と知的障害の2障害に比べ薄いため、行政、福祉関係機関、医療機関、家族会、民生委員で協力し、一般市民の障害者に対する認識や理解が深まるよう努める。

## 4. 地域住民と交流活動の推進

スポーツ、習字、裁縫、手芸、カラオケ、料理、園芸教室といったイベントにボランティア講師を招き、障害者と地域住民の交流を図る。

## 5. 医療機関・関係機関との連携

よりよい支援を提供するためには、関係機関との情報交換などが不可欠である。このため日常の情報交換を活発に行って情報の共有化を図り、定期的にケア会議を開催する。

また、各機関の専門スタッフを対象とした学習会を開催し、障害者支援の質の向上及び知識を深める。

## 5、高齢者福祉

## 【現状と課題】

全国的に急増する高齢者人口は本市においても同じで、本市の高齢化率〔平成22年4月現在〕は、29.3%となっており、全国

平均より約6%、福岡県平均より約7%高くなっている。また、本市の高齢化率の推移は増加の一途をたどっている。増加幅をみると、

昭和60年から平成7年までの10年間では、約7ポイント、平成7年から平成17年までは、約8ポイント増加しており、今後団塊の世代が65歳を迎えることから、さらに高齢化率の上昇が著しく、平成30年では37.7%に達すると推定される。

平成12年4月に介護保険制度が導入され、従来の「中間市老人保健福祉計画」を「中間市高齢者総合保健福祉計画」と改め、すべての高齢者を視野に入れ、高齢者保健福祉計画

と介護保険事業計画の一体的な運用が求められている。

自らの意思で介護保険サービス選択の権利保障、一方では、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるための施策「介護予防、生活支援事業」の充実が求められている。

平成18年度から予防重視型のシステムへ変更されており、市民の多様化するニーズを十分に把握しながら、より一層要支援・要介護にならないための高齢者福祉事業の充実を図っていかねばならない。

表：高齢化率〔平成22年3月31日〕

区 分	中間市	福岡県	全 国
総人口	45,577人	5,038,574人	12,705万人
高齢者数	13,347人	1,102,638人	2,881万人
高齢化率	29.2%	21.8%	22.6%

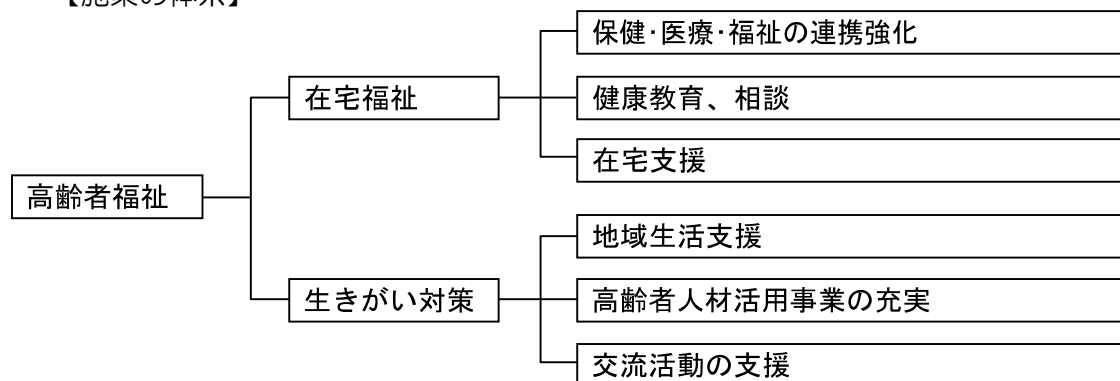
(資料) 総務省『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』より

### 【施策の基本方向】

「第4期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、市民とともに『支えあい共に住み続けるまちづくり』の実現をめざし、介護予防事業のサービス及び生活支援体制の整備

を図り、介護予防対策の推進、生きがい対策である『ふれあい・いきいきサロン』・『ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク』等、交流活動支援の充実を図る。

### 【施策の体系】





## 【計画】

## 1. 在宅福祉

## (1) 保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉の関係機関との間で情報を共有し、より一層の連携強化を図る。

## (2) 健康教育、相談

高齢者に対し、簡易な健康チェックを行い二次予防事業対象者に該当した方に健康教育を実施し、効果的指導の促進を図り、介護予防の観点から保健医療関係機関と連携し相談業務を行う。また、家族等の介護を担う人を対象に、精神的支援を行う。

## (3) 在宅支援

在宅生活を維持していくためのニーズを把握しながら、さまざまな在宅サービス事業等を実施する。

## 2. 生きがい対策

## (1) 地域生活支援

高齢者に対する包括的、総合的な相談・支援及び介護予防支援等の強化を図る。

## (2) 高齢者人材活用事業の充実

中間市シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保及び援助をし、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する活動を行う。

## (3) 交流活動の支援

文化、スポーツ活動の推進を図り、「仲間づくり」「健康づくり」「地域の見守り」等、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を行う。

## 6. 低所得者福祉

## 【現状と課題】

本市における被保護者の状況はバブル期以降の景気低迷の影響により、平成11年度を境にして反転、増加傾向を示している。

低所得者層は不況などの影響を受けやすい傾向があり、なかでも高齢者世帯が半数を占

めていることから、自立への期待が困難になっている。

近年、社会経済情勢は益々不透明で、就業には一層困難な状況が続いていることから、相談・指導体制と生活支援の充実が課題である。

## 【施策の基本方向】

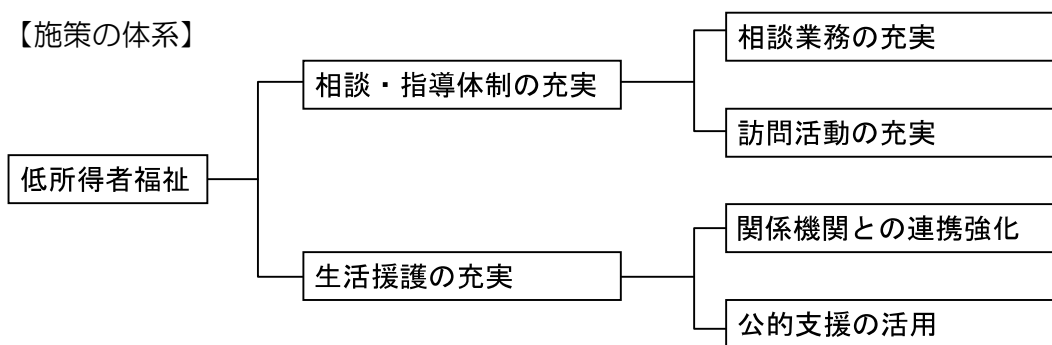
低所得層の人々が健康で文化的な生活を維持するために関係機関との協力を得て、相談、指導体制と生活支援の充実を柱に、きめ細か

な援護体制の充実に努め、自立の助長を図っていく。

表：被保護状況の推移

年 度	被保護世帯数	被保護人員	保護率（‰）
平成13年度	885	1,423	29.01
平成14年度	912	1,453	29.77
平成15年度	953	1,501	30.87
平成16年度	959	1,507	31.15
平成17年度	973	1,509	31.46
平成18年度	964	1,446	30.59
平成19年度	980	1,456	30.94
平成20年度	994	1,459	31.39
平成21年度	1,021	1,482	32.25

資料：保護課



【計画】

1. 相談・指導体制の充実

(1) 相談業務の充実

生活困窮者の自立に向けての相談業務は生活全般にわたっての視点と専門的知識が必要とされるため、相談スタッフの充実を図る。

(2) 訪問活動の充実

生活保護の適正な実施のためには実態把握が不可欠であることから、訪問調査を計画的に実施するとともに自立に向けた処遇指導を徹底する。

2. 生活援護の充実

(1) 関係機関との連携強化

民生委員や医療機関並びにハローワーク（公共職業安定所）などの関係機関との連携を強化して相互支援体制の確立を図る。

(2) 公的支援の活用

生活困窮者の相談や生活保護の実施にあたっては、年金や各種手当、貸付制度といった他の制度・施策を優先し、活用を図る。

## 7. 介護保険

### 【現状と課題】

高齢化率の上昇に伴い、介護給付費等も増加し続けている中で、介護保険制度の適正な運営が求められている。制度発足から3年ごとに大幅な改正が実施されてきたが、併せて平成21年度から平成23年度を事業計画年

度とした「第4期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づき、地域密着型サービスの充実など事業を展開してきたところであるが、総合的に適正な運営を図らなければならない。

### 【施策の基本方向】

「中間市高齢者総合保健福祉計画」の基本理念である『支えあい共に住み続けるまちづくり』を認識し、高齢者社会を全体で支える

ため、関連各機関及び各事業の連携を密にし、効率的に、介護サービス及び介護予防サービスの提供を図る。

### 【計画】

平成21年度から平成23年度までを計画年度とした「第4期中間市高齢者総合保健福祉計画」の進捗状況を検証し、平成24年度から平成26年度までを計画年度とする「第5期中間市高齢者総合保健福祉計画」を策定するが、地域のニーズを的確に判断するためにも日常生活圏域ニーズ調査を行い、計画に反映させていく。この計画の推進に不可欠である「地域包括ケア」の実現のために、地域包括支援センターを中心として関係機関とのネットワークを構築し、高齢者が住みなれた地域でいきいきと生活できるような環境づくりを推進するとともに地域支援事業等他の事業との連携を図ることにより『支えあい共に住み続けるまちづくり』の実現に努める。



### 第3節 社会保障

#### 1、国民健康保険

##### 【現状と課題】

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核として地域住民の医療の確保と保健の向上に大きな役割を果たしており、今後の高齢社会においては、その役割は一層大きくなるものである。

しかし、他の医療保険制度に比べ高齢者や低所得者を多く抱えているため、財政基盤が脆弱(ぜいじゃく)であり、加入者の高齢化に加えて、低所得者比率の増大と高度医療普及などによる医療費の増嵩(そうすう)も加わり、国民健康保険の財政運営は極めて厳しい状況にある。

平成20年4月には、医療制度改革により75歳以上のすべての国民を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設された。制度創設当初から細かい制度改定などを繰り返し、

安定した制度運営を目指したが、さらに新たな保険制度を前提として、平成24年度限りで廃止されることが決定した。しかしながら、保険の枠組み(単位)等の詳細ははまだ決定しておらず、さらに、国民健康保険の枠組みについても同時に検討されるなど様々な問題をはらみながら検討がなされているところである。より良い制度設計のために、市としてもあらゆる機会を捉え検討会議に意見を提出していかなければならない。

国民健康保険については、会計は直近の2年間は単年度での黒字を出しているが、累積の赤字は如何ともしがたく、医療費適正化・健康保険税適正賦課・効率的な保健事業等々にこれまで以上に取り組む必要がある。

表：国民健康保険の加入率及び保険税額

年度	被保険者		保険税調定額 (千円)	被保険者	
	被保険者総数	世帯数		1人当たり 税額(円)	1世帯当たり 税額(円)
平成16年度	19,669	10,766	1,473,061	74,893	136,825
平成17年度	19,788	10,910	1,473,235	74,451	135,035
平成18年度	19,850	11,088	1,503,309	75,733	135,580
平成19年度	19,759	11,157	1,504,668	76,151	134,863
平成20年度	13,936	8,071	1,057,945	75,915	131,080
平成21年度	13,843	8,023	1,039,840	75,118	129,602

(注) 各数値は年度内の月平均による

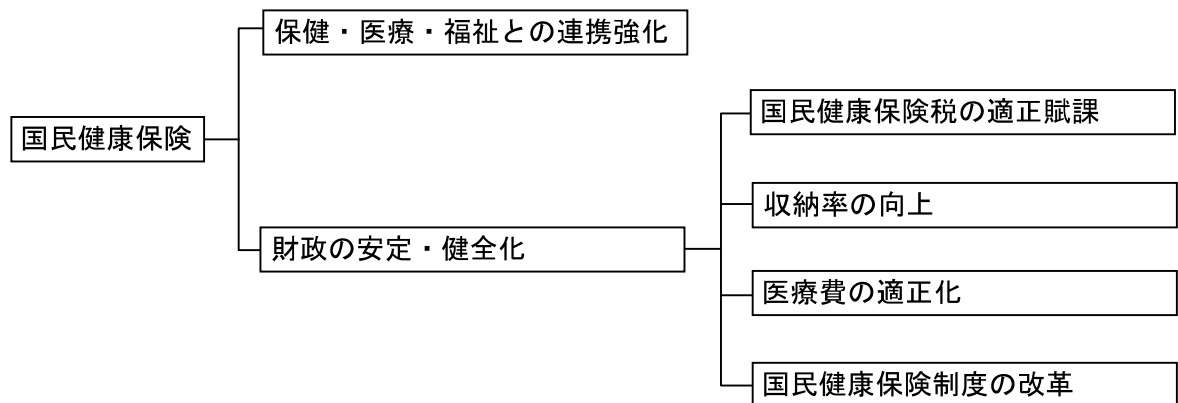
資料：健康増進課

【施策の基本方針】

市民の健康と生命を守る国民健康保険事業は、高齢化社会の到来とともにますます重要性を増してきている。本事業を健全に

運営していくために必要な施策の推進に努める。

【施策の体系】



【計画】

1. 保健・医療・福祉との連携強化

市民が健康で文化的な生活を維持するため、保健・医療・福祉との連携強化を図り、市民が安心して医療を受けられるよう国民健康保険制度の充実に努める。

2. 財政の安定・健全化

(1) 国民健康保険税の適正賦課

平成21年度、応能・応益比率の均等化を図るため、また、累積した赤字を解消するため、保険税率の改定を行なった。しかしながら、全体的な所得の落ち込み等により大きな成果は現れなかった。税率の見直しの検討は継続して行なわなければならない。

平成22年度から「非自発的失業者」に対する税の軽減制度を導入した。これにより退職直後に起りやすい税の滞納の縮減が期待できる。

(2) 収納率の向上

平成18年には収納対策部門を収納課に格上げし、一層の収率向上を図った。適正な目標収納率を設定し、タイムリーな滞納対策を可能にする

「滞納整理システム」を導入活用するなど、徴収体制のさらなる整備強化を図り、休日・夜間の電話催告や戸別徴収などで収納率の向上を図る。また、悪質な滞納者に対する法的措置を強化することにより、市の厳しい姿勢を示している。

後期高齢者医療制度の施行により、現年度収納率に一定の低下がみられるが、徴

収嘱託職員の活用、滞納整理システムの導入により引き続き滞納処分の強化を図る。

また、資格証明書、短期被保険者証の交付を有効に活用し、納税相談を通じ国民健康保険の認識を深めてもらうとともに、自主納税の意欲を深め、税滞納者に対するきめ細かい納税相談を積極的に実施する。

### (3) 医療費の適正化

保健・医療・福祉の組織機構の連携を強めるとともに、平成20年度から施行された「特定健康診査・特定保健指導」や健康相談、健康教育など、市民の健康保持や疾病予防活動を積極的に推進する。

さらに、重篤化するおそれのある疾病を早期に発見するためにも各種がん検診を推進した。医療機関からの医療費の請求については、誤請求や過誤の発見に努め、成果をあげた。

### (4) 国民健康保険制度の改革

国民健康保険制度が将来も安定的に機能し得るような制度の改革に向けて、国、県に対し積極的な要望を展開する。

#### 《用語解説》

◎非自発的失業者 景気状況・雇用情勢等に鑑み、倒産・リストラなどで勤めていた会社等をやむをえず離職した人

## 2、国民年金

### 【現状と課題】

年金への理解を求め、安定した受給ができるように指導や啓発が重要であることから、国や県年金機構と連携のもと、老後の生活基盤の確立に向けて本市における取組みを推進していく。

無年金にならないよう住所異動、国民健康保険加入時に年金取得・納付状況を年金事務所に確認し、納付の促進を促している。また、所得が少ない人、会社を退職した人には免除制度の説明をし、未納にならないように免除申請を行う。

### 【施策の基本方向】

健康で文化的な市民生活の基礎は、安心して暮らせる経済力が不可欠である。このため、国民年金制度を長寿社会を支える基礎

的な事業として位置付け、啓発などの施策の推進に努める。

表：国民年金加入状況

(単位：人)

年 度	被 保 険 者 数					免 除 者 数		
	総 数	強 制 加 入 者			任 意 加 入 者	総 数	法 定 免 除	申 請 免 除
		計	1号	3号				
平成16年度	10,953	10,770	7,121	3,649	183	2,800	679	2,121
平成17年度	10,878	10,689	7,124	3,565	189	3,044	688	2,356
平成18年度	10,538	10,350	6,883	3,467	188	3,045	680	2,365
平成19年度	10,247	10,063	6,709	3,354	184	3,108	672	2,436
平成20年度	10,092	9,913	6,743	3,170	179	3,194	664	2,530
平成21年度	9,796	9,625	6,658	2,967	171	3,168	666	2,502

資料：市民課

## 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 無年金者の防止

被保険者に対し納付勧奨や申請免除制度、任意加入制度の説明などで加入指導を行い、未加入被保険者の発生防止に努める。また、広報紙による年金制度への理解を求め、無年金者の発生防止に努める。

## 2. 保険料収納率向上の啓発

保険料収納対策として、口座振替の推進など自主納付者を奨励し、保険料の滞納防止に努める。また、納付困難者に対しては、適切な免除指導を行う。

